

令和4年 第8回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和4年5月18日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和4年 第8回 教育委員会会議 議事

○議 案

- 議案第26号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について  
..... P 3/26
- 議案第27号 工事請負契約の締結について  
一高花平小学校改築工事（建築工事）一 ..... P 7/26
- 議案第28号 工事請負契約の締結について  
一高花平小学校改築工事（建築電気設備）一 ..... P 9/26
- 議案第29号 工事請負契約の締結について  
一高花平小学校改築工事（建築機械設備）一 ..... P11/26
- 議案第30号 動産の取得について（教員用タブレット端末一式） ..... P17/26

○協 議

- 学校の働き方改革を踏まえた学校部活動の地域移行について ..... P21/26

○報 告

- 令和3年度繰越事業について ..... P23/26

議案第26号

四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例  
(平成26年四日市市条例第24号)第4条の規定に基づき、次の5名をいじめ問題  
対策連絡協議会委員に委嘱し、又は任命する。

令和4年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

服部 友里恵  
齋木 理宏  
中山 貴紀  
東 せい  
山内 日

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

## &lt;議案参考資料&gt;

四日市市いじめ問題対策連絡協議会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：15名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	新 村 幸 治	四日市南警察署生活安全課長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
2	服 部 友 里 恵	四日市北警察署生活安全課長	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
3	齋 木 理 宏	四日市西警察署生活安全課長	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
4	余 吾 直 紀	北勢児童相談所家庭児童支援三課主幹	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
5	中 山 貴 紀	津地方法務局四日市支局総務課長	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
6	上 野 尚 子	四日市市人権擁護委員協議会会長	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
7	東 せ い	四日市市立小学校長会代表（橋北小学校長）	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
8	山 内 日	四日市市立中学校長会代表（中部中学校長）	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
9	森 達 也	四日市市こども未来部青少年育成室長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
10	内 村 信 彦	四日市市教育委員会教育監	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会	
活動内容	いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行う。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市におけるいじめの状況報告を行った。いじめ調査による発見が多いが、次のアンケートまでに認知漏れが起こらないように、調査内容の工夫やQ Uを有効活用していくことなどを確認した。</li> <li>・事例検討を行い、各関係機関における対応や、他機関との連携の方法について共有した。</li> </ul>
開催頻度	年間1回実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの関係機関の取り組みを確認することによって、多機関連携の円滑化が図られ、いじめの早期発見、早期解決が期待できる。</li> <li>・近年SNSの普及の影響もあり、いじめ問題が潜在化し、対応に苦慮する事案が増加していることから、学校だけで解決を目指すことなく、関係機関同士で積極的な連携を図っていくことを確認することができた。</li> </ul>

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会  
条例（抜粋）

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第4条 連絡協議会は、15人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係機関の職員
  - (2) 本市の職員
  - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。